戦前スターリン期ウズベキスタンの民族政策再考
――ウズベク共和国ソヴィエト中央執行委員会フォンドの史料から――

須田　将

本報告では、第二次世界大戦前のスターリン期ソ連の民族政策について、ウズベク共和国のとくに少数民族問題に対する取り組みに注目し、ウズベキスタン中央国家文書館所蔵の文書（ウズベク共和国ソヴィエト中央執行委員会フォンド［ф.P-86］）に基づき、再考した。

まず、報告の第1部では、ソヴィエト政権が早くから地方行政の文書業務における民族語使用を決定していたが実践していなかったこと、そして要員の現地民登用についても20年代末の「文化革命」で革命期からの民族知識人が追放されたこともあってウズベク共和国でウズベク人職員の比率が低下し続けたことを指摘した。この時期に展開されたフジュム運動等の政策は、次第に連邦規模の「文化革命」の潮流に合流し、「封建的」とされた現地の文化・制度や民族知識人の排撃という破壊的な側面を強めた。「文化革命」は全連邦的に旧専門家の排撃と労働者の抜擢登用を伴っており、ウズベク共和国では従来の民族知識人が排除され、かれらに替えて新しい民族ブルーカラーが管理職に就けられた。かれらは適切な職業訓練を受けずに性急に抜擢登用されることが多く、新たな民族間の軋轢も生んだ。

こうした問題に加え、ウズベク共和国では多数の少数民族が混住していたことから、かれらの教育言語や雇用の問題が民族・共和国境界画定後に顕在化した。本報告で注目したのは、ソヴィエト行政が単に少数民族の民族語教育や雇用促進の状況を調査していただけではなく、少数民族集団内部の差異にも関心を向けていたことである。少数民族が多数住む管区では、少数民族の活動家と「敵陣営（聖職者・旧方式学校の教師）」それぞれの数を分けて記録することが求められ、優遇すべき労働者や女性を調査することが指示されていた。優遇措置が講じられる場合には、個人の属性が「文化的後進民族」であることに加えて、あくまでも「階級的出自・状態」が優遇するに相応しいことが条件づけられていたのである。

次に、第2部では20年代後半以降のブハラ・ユダヤ人とタジク人に対するウズベク共和国の政策実施状況を取り上げた。まずブハラ・ユダヤ人に関してであるが、連邦政府がヨーロッパ系ユダヤ人迫害・差別問題を意識していたことをみて、ウズベク共和国はブハラ・ユダヤ人（現地ユダヤ人）の文化・経済状態の改善に取り組んだ。連邦政府に対して（共和国

人口の 1 割に満たない）ブハラ・ユダヤ人への優遇政策をアピールすることで、（共和国の維持にとってより重大なタジク人問題を目立たなくさせて）ウズベク「大国排外主義」批判をかわすこともできたであろう。実際には、ブハラ・ユダヤ人は男性識字率をとってみても共和国では相対的に高かったが、「文化的後進民族」という位置づけが強調され、積極的格差是正の対象となった。ただし､政策実践においては階級による差別が複雑に影響しており、都市民で商業を営んでいたブハラ・ユダヤ人は「富裕なブルジョワ」とされて雇用や福祉から排除されがちで、女性解放運動でもムスリム女性から区別され差別されるべき「選挙権被剥奪者」の妻とみなされた場合もあった。

ヨーロッパ系ユダヤ人の農業運動をふまえた連邦の事業に倣い、ウズベク共和国でもブハラ・ユダヤ人の土地取得と農業移民を支援するための特別委員会が設けられた。ウズベク共和国では都市でかつて零細商業や小手工業を営み貧民化していたブハラ･ユダヤ人に対して、地方での土地取得を促す急進的な政策が 30 年代にとられた。共和国内には各 1 千世帯からなる 30 のユダヤ人コルホーズが設立され、飢餓ステップ地帯には大規模な綿作コルホーズも組織された。1930-32 年には各地から 550 世帯が移住させられたが、ブハラ・ユダヤ人は定住を忌避し、土地の貸し出しや資金流用を行ったため、ブハラ・ユダヤ人差別解消を狙ったこの政策は失敗した。

また、20 年代末に批判が高まった共和国内のタジク人問題に関しては、1929 年 4 月の少数民族に関する協議会で、サマルカンド市・ザラフシャン川右岸・アンディジャン管区等の民族構成の変化が、統計処理の問題ではなく、少数民族に対するウズベク人の同化主義・排外主義として槍玉に挙げられた事例を紹介した。同協議会では少数民族の母語での教育の不在、文化サーヴィス・雇用・土地分配・配水における民族差別等が批判された。興味深いのは、「大ロシア排外主義」批判を恐れるあまりウズベク人に迎合しがちなヨーロッパ人指導者の存在が非難されていることである。民族政策の共和国レベルでの実践に注目すると、先行研究が注目してきたような、全連邦規模でのロシア人対非ロシア民族の対立という単純な構図よりも、共和国内での民族間関係・連邦と共和国の政府それぞれの思惑・階級差別・地方行政の能力的限界などが影響を与えていた、より複雑な状況が浮かびあがる。

最後に、第 3 部では、ウズベク共和国での要員の現地民登用と文書行政のウズベク語化の実態に関して、先行研究での指摘を現地の文書史料に基づきより詳細に裏付けた。その要点を記すと、①ヨーロッパ系に課された現地語学習は強制力が伴わなかったため形骸化した。もっとも、違反者に重い処分が下された様子はなく、「大ロシア排外主義」批判もなされなかった。②現地民登用・ウズベク語化率は、ともに教育・文化関連の機関では相対的に高かったが、統制・経済機関では低迷した。処罰は譴責程度に留まった。③要員の現地民登用は 1930 年から 33 年にかけて目立ちやすい幹部職に関しては一時的に向上したが、専門職や中

級・下級事務員の登用率は伸び悩んだ。④新進ウズベク人に対する古参のヨーロッパ系職員の嫌がらせや職場環境の不備により、優遇措置は直ちには成功を収めなかった。

総じて、本報告では「アファーマティヴ・アクション（積極的格差是正措置）」的な側面を強調した近年の戦前スターリン期ソ連の民族政策論の限界を示して再考を試みた。この時期のソヴィエト政権は積極的格差是正を行い社会成員の平準化をめざしたというよりも、むしろ住民を民族や階級等によって差異化する手段を国家が掌握し、特定に人々を対象に優遇措置を講じる一方で、国家の成員として相応しくないとみた人々を排除したといえよう。住民は等しく国民化されたのではなく、自治単位をもつに相応しく発達した民族とそうでない集団に序列化されたほか、優遇対象とされた「後進民族」にしても、内部では階級に基づく人々の優遇と差別が行われたのである。

（北海道大学大学院文学研究科博士課程）